

地域の魅力や個性を活かした にぎわい あふれるまち 石巻

石巻市都市計画マスタープランを策定しました

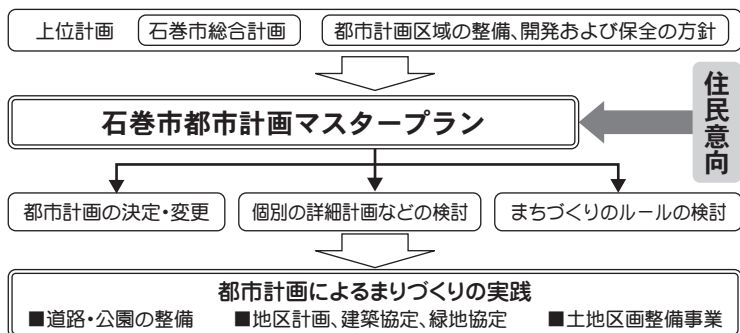
石巻市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を示すもので、都市および地域の「望ましい将来像」を明らかにし、計画的に実現化を図るためのまちづくりのマニユアルとして策定したものです。

計画期間は、基準年次を平成17年とし、目標年次を平成37年とする20年間の計画です。ただし、上位関連計画や制度の新設・変更などにより、必要に応じて見直しを行うこととしています。

なお、全文は、都市計画課および情報公開コーナー（第3分庁舎1階）で閲覧することができます。また、市のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問 都市計画課（内線499）

◆位置づけ



◆基本構想

まちづくりの基本理念

本市の豊かな自然や文化、産業、人材を守り活かしながら、多様な交流を生み出し、いつまでも住み続け、活動し続けられるまちを住民参加の下に創り、未来へと受け継いでいくことを基本理念とします。

まちづくりの将来像

地域の魅力や個性を活かした にぎわい あふれるまち 石巻

まちづくりの基本目標

基本目標1～住み続けられるまち～

少子高齢社会への対応や防災対策の強化により、誰もが安心、安全に住み続けられるまちづくりを目指します。

基本目標2～個性と活気にあふれるまち～

地域産業の活性化や多様な交流の促進により、個性と活気にあふれるまちづくりを目指します。

基本目標3～地域資源を大切にすまち～

多彩な自然や景観の活用により観光や交流を促し、地域資源を大切にすまちづくりを目指します。

基本目標4～自然と共生すまち～

身近な緑の保全・創出や環境問題への対応により、自然と共生すまちづくりを目指します。

基本目標5～住民とともにつくるまち～

都市計画に関する知識の普及が進み、多様な住民参加による、ともにつくるまちづくりを目指します。

長期優良住宅の認定制度のご案内

「長期優良住宅の普及に関する法律」が平成21年6月4日に施行されることに伴い、建物の構造や設備、規模などが一定の基準を満たし、長期にわたって維持保全ができる住宅を長期優良住宅として認定する制度が始まります。

認定基準は、耐久性、耐震性、省エネルギー性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、住戸面積、居住環境の配慮、維持保全の方法・資金計画の9項目からなります。

長期優良住宅の認定を受けると、税制（住宅ローン、固定資産税）の優遇措置が適用されます。

産税など）の優遇措置が適用されます。

住宅建設工事の着工前に認定の申請手続きが必要です。

◇申請受付 6月4日（木）～（各総合支所では受け付けしません）

※認定にあたっては、申請手数料がかかります。

詳しくは、お問い合わせください。

問 建築指導課（内線542・543）

固定資産税の減額に係る問い合わせは、資産税課（内線393）各総合支所市民生活課までお願いします。

介護保険 負担限度額認定証の更新受付は、7月1日からです

施設入所やショートステイ利用時の食費・居住費が減額される「介護保険負担限度額認定証（紫色）」の有効期限が近づいています。

この認定証の更新受付は、7月1日（水）から行う予定です。

詳しくは6月下旬に、自宅または入所施設へ「更新案内」と「申請書」を郵送しますので、ご

覧の上、更新手続きを行ってください。

なお、新規申請については、随時受け付けていますので、介護保険課・各総合支所保健福祉課、または、担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

問 介護保険課（内線300・301）各総合支所保健福祉課

◆将来都市構造図

石巻市総合計画における土地利用の方向性および将来都市整備の基本的な考え方を基本とし、点(まちの拠点)、面(まちの土地利用)、線(まちの軸)の3つの構成要素により、目指すべき都市構造を設定しました。

【まちの拠点】



都市核拠点

商業機能、行政サービス機能、業務機能、居住機能、多くの人が集まる多様で楽しめる機能



新都市拠点

広域型商業機能、流通業務機能、まちなみの統一性ある居住機能



地域結拠点

観光機能、スポーツ・文化機能、情報機能、交流機能



地域行政拠点

行政サービス機能、地域振興機能、コミュニティ拠点機能



工業・水産業拠点

臨海工業拠点機能、内陸工業拠点機能、水産業核拠点機能



学術・新産業拠点

新産業業務機能

【まちの軸】



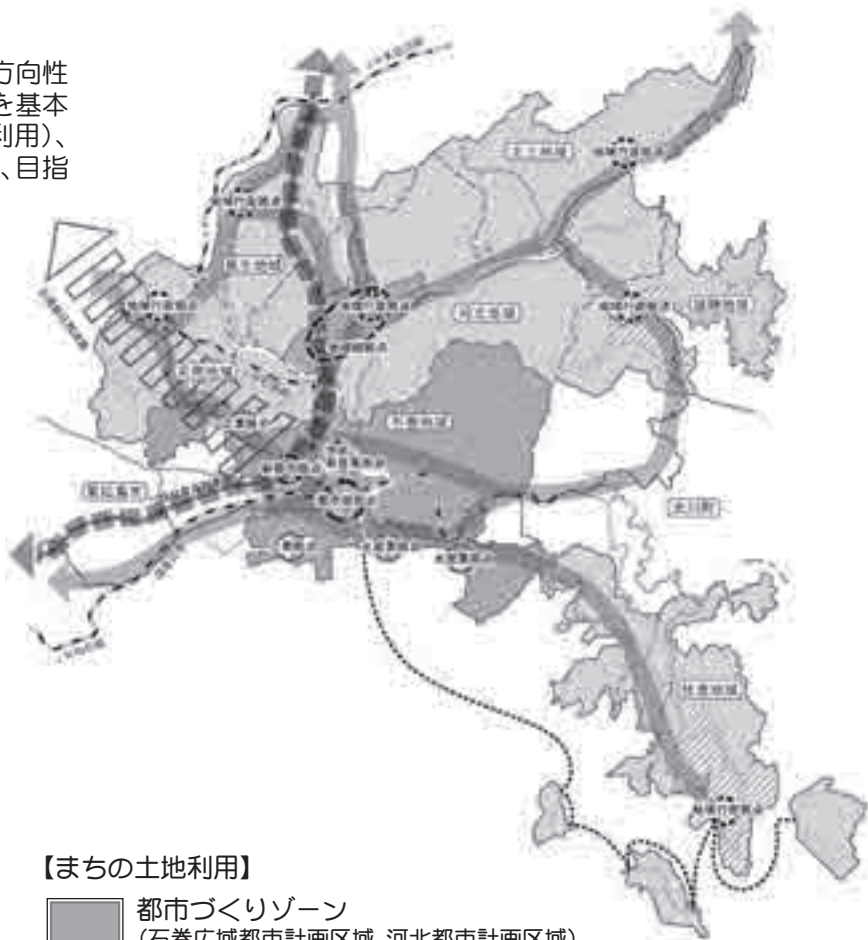
広域連携軸

他都市間を結び
広域ネットワークの軸



地域連携軸

まちの拠点などを結び
地域ネットワークの軸



【まちの土地利用】



都市づくりゾーン

(石巻広域都市計画区域、河北都市計画区域)
コンパクトな都市づくりを推進するゾーン



自然環境調和ゾーン

(雄勝都市計画区域、牡鹿都市計画区域)
都市と自然環境との調和を推進するゾーン



自然環境共生ゾーン

日常生活と自然環境との共生を推進するゾーン

国民健康保険加入の皆さんへ 簡易申告はお済みですか？

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主(本人自身が国保に加入していない場合も含みます)と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(一人ひとりにかかる額)と平等割額(世帯ごとにかかる額)が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をしてください。

①平成20年中に収入が無かった方(20年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含まれます)

②平成20年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です)

③平成20年中に扶養、仕送り、退職金・預貯金で生活していた方など

◇受付場所 本庁1階 保険年金課 保険税グループ窓口9番および各総合支所市民生活課国保税担当・各支所

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①③のいずれかに該当しているにもかかわらず、一人でも未申告の方があると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

④ 保険年金課(内線249・275・649)・各総合支所市民生活課



平成21年度 経済センサス・基礎調査

どうぞご協力をお願いします。

これからのまちづくりにも活用するために、7月1日現在の事業所および企業について調査を行います。全国すべての事業所および企業が調査対象となる大規模な統計調査です。



総務省統計局 都道府県
総合政策課(内線523・317)